

測量等業務特記仕様書作成要領に基づく特記仕様書標準様式 新旧対照表

改正後						改正前							
記載例【共通】						記載例【共通】							
業務名 : ○○○道 ○○○号線 道路改良工事「道路詳細測量設計業務」						業務名 : ○○○道 ○○○号線 道路改良工事「道路詳細測量設計業務」							
特記仕様書						特記仕様書							
第1 (略)						第1 (略)							
第2 (適用範囲)・・・(該当しない共通仕様書は削除する)						第2 (適用範囲)・・・(該当しない共通仕様書は削除する)							
<p>本業務の履行に当たっては、<u>特に定めのない限り、調達公告日時点で最新の「測量業務共通仕様書」、「設計業務共通仕様書」、「地質・土質調査共通仕様書」、「鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書」、「鳥取県県土整備部地盤変動影響調査等標準仕様書」</u>(https://www.pref.tottori.lg.jp/45149.htm)によるほか、この特記仕様書によること。</p>						<p>本業務の履行に当たっては、<u>「測量業務共通仕様書(最終改定:平成28年4月1日)」、「設計業務共通仕様書(最終改定:平成28年10月10日)」、「地質・土質調査共通仕様書(最終改定:平成31年4月10日)」、「鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書(最終改定:平成31年4月1日)」、「鳥取県県土整備部地盤変動影響調査等標準仕様書(最終改定:平成27年8月20日)」</u>によるほか、この特記仕様書によること。</p>							
編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項	編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		(略)	追加				業務内容		(略)
追加				資料の貸与及び返却		(略)	追加				資料の貸与及び返却		(略)
追加				関係官公庁への手続き等		(略)	追加				関係官公庁への手続き等		(略)
追加				地元関係者との交渉等		(略)	追加				地元関係者との交渉等		(略)
追加				成果物の提出		<p>成果物は、下記のとおりとする。<u>(必要なものを記載する)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書 1部 (必要に応じ、解析調査、営業調査等の記載を行う) ・図面(A3縮小版) 1部 ・写真集(現場写真、コア標本箱写真) 一式 ・標本箱 一式 ・電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 2部 ・紙媒体 1部 <p><u>オンライン電子納品の場合は、「電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R)」及び「紙媒体」の提出は不要。</u></p> <p>また、本業務は、電子納品対象業務であり、https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htmに掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。</p>	追加				<p>成果物は、下記のとおりとする。<u>(必要なものを記載する)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書 1部 (必要に応じ、解析調査、営業調査等の記載を行う) ・図面(A3縮小版) 1部 ・写真集(現場写真、コア標本箱写真) 一式 ・標本箱 一式 ・電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 2部 ・紙媒体 1部 <p>また、本業務は、電子納品対象業務であり、https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htmに掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。</p>		
追加				関連業務		(略)	追加				関連業務		(略)
追加				疑義等		(略)	追加				疑義等		(略)
追加				見積り等		(略)	追加				見積り等		(略)
追加				労働環境の改善に向けた		本業務の実施にあたっては、受発注者双方	追加				労働環境の改善に向けた		本業務の実施にあたっては、受発注者双方

			取組	<p>の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について（平成 29 年 1 月 31 日付第 201600158128 号県土整備部長通知）」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。</p> <p><u>受注者は初回協議時、ウィークリースタンスの取組み内容を協議することとし、業務完了時、技術企画課メールアドレス(gi.jutsuki.kaku@pref.tottori.lg.jp)に「ウィークリースタンス実施報告シート」(https://www.pref.tottori.lg.jp/274312.htm)を提出すること。</u></p>
追加			遠隔臨場	(略)
追加			設計変更等取扱要領	(略)
追加			情報共有システム	(略)
追加			その他	

			取組	<p>の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について（平成 29 年 1 月 31 日付第 201600158128 号県土整備部長通知）」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。</p>
追加			遠隔臨場	(略)
追加			設計変更等取扱要領	(略)
追加			情報共有システム	(略)
追加			その他	

測量等業務特記仕様書作成要領に基づく特記仕様書標準様式 新旧対照表

改正後						改正前						
記載例【測量業務】						記載例【測量業務】						
編	章	節	条	見出し	項	編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
	1		105	業務の実施	<p>【当業務が公共測量に該当する場合】 当業務は測量法の公共測量に該当する。 調査職員が、測量法第36条(実施計画書の提出)の提出及び第14条(実施の公示)の通知等を行うので、受注者は、調査職員から指示があるまで現地着手することができない。 ただし、これにより難い場合は、調査職員と協議すること。</p> <p>【当業務が公共測量に該当しない場合】 当業務は測量法施行令第1条第○項○号に該当するため、測量法の公共測量に該当しない。</p>							【新規】
	1		108	現場代理人	3 (略)		1		108	現場代理人	3 (略)	
	1		109	主任技術者	3 (略)		1		109	主任技術者	3 (略)	
	1		110	照査技術者	1 (略) 3 (略)		1		110	照査技術者	1 (略) 3 (略)	
	1		113	打合せ等	2 (略) 5		1		113	打合せ等	2 (略) 5	
			116	関係官公庁への手続き等	<p>受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。</p> <p>また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。</p> <p>受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。</p> <p>受注者は、測量法第14条(実施の公示)、第21条(永久標識及び一時標識に関する通知)、第23条(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)、第36条(実施計画書の提出)、第37条(公共測量の表示等)、第40条(測量成果の提出)等の手続きに必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。</p> <p>調査職員が作業規程の準則第15条に基づく測量成果検定の実施を指示した場合、受注者は測量成果検定を受けるものとする。</p>							【新規】
追加				その他		追加				その他		

測量等業務特記仕様書作成要領に基づく特記仕様書標準様式 新旧対照表

改正後						改正前							
記載例【地質・土質調査業務】						記載例【地質・土質調査業務】							
編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項	編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
	1		107	現場代理人	3	(略)		1		107	現場代理人	3	(略)
	1		108	管理技術者	3	(略)		1		108	管理技術者	3	(略)
	1		109	照査技術者	1	【軟弱地盤技術解析業務又は弾性波探査業務以外の業務の場合 は項目削除】 (照査技術者の配置は軟弱地盤技術解析業務及び弾性波探査業務に限る。) 本業務のうち、軟弱地盤技術解析業務 [弾性波探査業務] については、照査技術者を定め照査を実施する。		1		109	照査技術者	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、調査職員に協議すること。
					3	(略)						3	(略)
	1		112	打合せ等	2	(略)		1		112	打合せ等	2	(略)
					5	(略)						5	(略)
	1		118	成果物の提出		(略)		1		118	成果物の提出		(略)
	2		203	調査等	4	(略)		2		203	調査等	4	(略)
追加				ボーリング責任者		(略)	追加				ボーリング責任者		(略)
追加				その他		(略)	追加				その他		(略)

測量等業務特記仕様書作成要領に基づく特記仕様書標準様式 新旧対照表

改正後						改正前							
記載例【設計業務】						記載例【設計業務】							
編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項	編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1		1106	管理技術者	3	(略)	1	1		1106	管理技術者	3	(略)
1	1		1107	照査技術者及び照査の実施	1	(略)	1	1		1107	照査技術者及び照査の実施	1	(略)
					3	(略)						3	(略)
1	1		1110	打合せ等	2	(略)	1	1		1110	打合せ等	2	(略)
					4	(略)						4	(略)
1	1		1117	関連法令及び条例の遵守		森林法に基づき、計画上、森林伐採が見込まれることが判明した場合、調査職員が県林務担当機関に伐採範囲事前協議を行う必要があるため、伐採範囲を示した図面を作成の上、調査職員に提出すること。 https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/332527/chirashi_kouji.pdf							
以下 略						以下 略							

測量等業務特記仕様書作成要領に基づく特記仕様書標準様式 新旧対照表

改正後						改正前							
記載例【用地調査業務】						記載例【用地調査業務】							
編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項	編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容（主たる補償業務の区分）	3	(略)	追加				業務内容（主たる補償業務の区分）	3	(略)
			5	主任担当者	1	(略)				5	主任担当者	1	(略)
			6	照査技術者	3	(略)				6	照査技術者	3	(略)
					2	(略)						2	(略)
					4	(略)						4	(略)
追加				その他		(略)	追加				その他		(略)
追加				その他		(略)	追加				その他		(略)
追加				地盤変動影響調査		(略)	追加				地盤変動影響調査		(略)
追加				打合せ協議		(略)	追加				打合せ協議		(略)
追加				石綿調査算定		建物等調査算定を行う場合の石綿調査算定については、「石綿調査算定要領」（令和6年5月21日付中国用対連第11号）により実施すること。	追加				石綿調査算定		建物等調査算定を行う場合の石綿調査算定については、「石綿調査算定要領」（令和2年3月24日付中国用対連第138号）により実施すること。
以下 略						以下 略							